

広島県告示第一百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十年三月十三日

												土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称													
本町二丁目(一六五) 七一四地区	本町二丁目(一六五) 七一三地区	本町二丁目(一六五) 七一二地区	本町二丁目(一六五) 七一一地区	本町二丁目(一六五) 五一七地区	本町二丁目(一六五) 五八地区	本町二丁目(九五五) 二三五五地区	本町二丁目(九五六) 二三五六地区	本町二丁目(九五七) 二三五七地区	本町二丁目(九五六〇) 地区	本町二丁目(九五九、九五六〇) 地区	地蔵(一八二)地区	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	表区域示	区域の名称
本町二丁目(一六五) 七一四地区	本町二丁目(一六五) 七一三地区	本町二丁目(一六五) 七一二地区	本町二丁目(一六五) 七一一地区	本町二丁目(一六五) 五一七地区	本町二丁目(一六五) 五八地区	本町二丁目(九五五) 二三五五地区	本町二丁目(九五六) 二三五六地区	本町二丁目(九五七) 二三五七地区	本町二丁目(九五六〇) 地区	本町二丁目(九五九、九五六〇) 地区	地蔵(一八二)地区	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壊 急傾斜地の とおり	崩壘 急傾斜地の とおり	崩壘 急傾斜地の とおり	崩壘 急傾斜地の とおり	崩壘 急傾斜地の とおり	次の図のとおり	次の図のとおり

八幡谷(七〇四二)	地区
黒浜谷(七〇四二)	土石流
土石流	次の図のとおり
次の図のとおり	地区
黒浜谷(七〇四二)	八幡谷(七〇四二)
土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木部土木整備局砂防室及び
広島県東広島地域事務所建設局竹原支局に備え置いて縦覧に供する。